

認定職業訓練実施優良事業所及び団体に対する表彰要綱

(趣旨)

第1条 県は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練の実施状況がきわめて優良で真に他の模範であると認められる事業所及び職業訓練団体（以下「団体」という。）を表彰することにより、認定職業訓練の推進と技能水準の向上に資するものとする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 この表彰は、知事が次の各号のすべてに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 職業能力開発促進法に基づく知事の認定を受けた職業訓練を実施している事業所または団体であること。
- (2) 普通課程の普通職業訓練を実施していること。
- (3) 訓練を開始してから5年以上を経過していること。
- (4) 前年度の訓練生の平均出席率が80%以上であること。
- (5) 関係法令が遵守され、訓練が適正に実施されていること。

(審査の方法)

第3条 被表彰者の選定にあたっては、各事業所及び団体ごとに調書を作成のうえ、表彰の可否を審査し決定する。

- 2 調書は、別紙様式のとおりとする。

(表彰の方法)

第4条 この表彰は、毎年1回、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 表彰状は、別紙様式のとおりとする。
- 3 表彰状の授与にあたっては、記念品を添えることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和36年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、昭和44年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年度の表彰から適用する。

(別紙)

表彰状

○
○
○
○

貴事業所は職業訓練の重要性を深く認識し多年にわたり技能者の育成に努め顕著な業績を挙げられたことは他の模範でありますのでここに表彰します

年 月 日

埼玉県知事 氏名